

物品

◆ 必要書類（電子データ）

書類番号		提出書類	備考
1	必須	印鑑証明書	基準日から3カ月以内に発行されたもの
2	該当者のみ	<使用印鑑（神戸市と取引する上で使用する印鑑）が実印と異なる方のみ> 使用印鑑届	※社名・事務所名の印（角印）は不可とし、申請者の職名印又は氏名印とする。 （受任者を置く場合は、受任者の職名印又は氏名印とする。） 別掲「使用印鑑届」を参照。
3	法人のみ	登記事項に関する「履歴事項全部証明書」	基準日から3カ月以内に発行されたもの ※「現在事項証明書」は不可
4	必須	国税に関し未納の税額がないことの証明書	個人：納税証明書（その3の2） 法人：納税証明書（その3の3） 基準日から3カ月以内に発行されたもの 電子納税証明書(PDF形式に限る)でも可
5	該当者のみ	<当申請で文字入力エラーのために新字体やかな等で入力したことにより文字修正を要する方のみ> 文字修正指示書	別掲「文字修正指示書」を参照。
6	該当者のみ	<建設コンサルタント等業務を希望しており、測量業登録を持っている方のみ> 登録通知(書)	測量業登録
7	該当者のみ	<建設コンサルタント等業務を希望しており、建設コンサルタント登録を持っている方のみ> 登録通知(書)	建設コンサルタント登録
8	該当者のみ	<建設コンサルタント等業務を希望しており、地質調査業登録を持っている方のみ> 登録通知(書)	地質調査業登録
9	該当者のみ	<建設コンサルタント等業務を希望しており、一級建築士事務所登録を持っている方のみ> 登録通知(書)	一級建築士事務所登録
10	該当者のみ	<建設コンサルタント等業務を希望しており、補償コンサルタント登録を持っている方のみ> 登録通知(書)	補償コンサルタント登録
22	該当者のみ	<事業協同組合等のみ> 役員名簿、組合員名簿、官公需適格組合証明書	※「官公需適格組合証明書」は証明を受けている場合のみ提出

※以下の太枠内は取引希望品種の大分類で「労務供給・請負関係」「保守点検」「建設コンサルタント等業務」を一つでも選択した場合は提出が必要です。

11	該当者のみ	<健康保険と厚生年金保険に加入している方>以下のいずれかをご提出ください。 ①経営事項審査結果通知書の写し(基準日時点で有効かつ社会保険等の加入に関する記載があるもの) ②保険料の領収書(直近1回分)又は納入証明書の写し ③健康保険・厚生年金保険新規適用届(事業主控)の写し(受理印があるもの) ④標準報酬決定通知書の写し	※経営事項審査：公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査 ※②～④は年金事務所、健康保険組合、又は国民健康保険組合発行のもの 詳細は、別掲「社会保険の加入確認書類について」を参照。
12	該当者のみ	<雇用保険に加入している方>以下のいずれかをご提出ください。 ①経営事項審査結果通知書の写し(基準日時点で有効かつ社会保険等の加入に関する記載があるもの) ②保険料の領収書(直近1回分)又は納入証明書の写し ③雇用保険適用事業所設置届(事業主控)の写し(受理印があるもの) ④雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)の写し ⑤労働保険概算・確定保険料申告書の写し	※経営事項審査：公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査 ※②～⑤は労働局又は労働保険事務組合発行のもの 詳細は、別掲「社会保険の加入確認書類について」を参照。
13	該当者のみ	<健康保険と厚生年金保険、雇用保険のいずれか、あるいは両方に加入義務がない方のみ> 「健康保険と厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの申出書」	別掲「社会保険の加入確認書類について」にある、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの申出書」に必要事項を記入の上、提出。

※以下の太枠内は建設コンサルタント等業務を希望する場合に、該当があればご提出ください。

14	該当者のみ	<障害者雇用率が法定雇用率以上の方のみ> 「障害者雇用状況報告書(事業主控)」(様式6号)	基準日から遡って1年以内に発行されたもの 公共職業安定所の受付印があること (電子申請の場合)「状況確認(手続終了)」の画面のコピー可 ※報告義務はあるが、障害者雇用率が法定の雇用率未満の場合は提出不要
15	該当者のみ	<環境認証登録のある方のみ> 環境認証取得に係る登録証等	「神戸環境マネジメントシステム(KEMS)と相互認証を行っている審査登録機関による環境認証」又は「ISO14001の登録証及び付属書等の写し」(神戸市内の事業所の記載があり、かつ基準日時点で有効なもの)どちらか1つを提出 ※KEMSの取得については、提出書類不要
16	該当者のみ	<ISO9001認証登録のある方のみ> ISO9001の取得に係る登録証等	登録証及び付属書等(基準日時点で有効なもの)

17	該当者のみ	<「えるぼし・プラチナえるぼし認定企業」「くるみん・プラチなくるみん・トライくるみん認定企業」の認定のある方のみ> 認定通知書	基準日までで認定されたもの
18	該当者のみ	<神戸市又は兵庫県の「女性活躍推進企業認定制度（ミモザ企業）」の認定を受けた方のみ ※フレッシュミモザ企業は除く。> 認定証	基準日時点で有効なもの
19	該当者のみ	<「女性活躍推進法」又は「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定している方のみ> 策定届	労働局の受付印があり、かつ基準日時点で有効なもの ※常時雇用する労働者数が100人以下の企業に限る
20	該当者のみ	<神戸市消防団協力事業所等表示制度に認定されている方のみ> 神戸市消防団協力事業所等認定書	基準日時点で有効なもの
21	該当者のみ	<神戸保護観察所の協力雇用主としての実績がある方のみ> 協力雇用主活動実績証明書	基準日以前の過去2年間に対象者を通算3か月以上雇用しており、神戸保護観察所の証明年月日・押印があるもの
23	該当者のみ	<e-KOBEの災害協定の項目でその他を選択した場合> 神戸市との災害協定書	
24	該当者のみ	<e-KOBEの災害協定の項目でその他を選択した場合> 神戸市と災害協定を締結している団体・協会等の名簿	